

第11回 統治機構1

1.3 統治の基本原理

- ・ 権力分立
- ・ 法の支配
- ・ 国民主権とデモクラシー

1.4 立法のプロセスと質

- ・ 立法権の概念
- ・ 唯一の立法機関、内閣の法案提出権、審議会・研究会
- ・ 二院制、委員会制、会期制、予算
- ・ 立法事実と国政調査権

1.5 行政

- ・ 議院内閣制
- ・ 行政権の概念
- ・ 内閣と行政各部—行政事務分担管理原則
- ・ 独立行政委員会

(参考) [行政改革会議最終報告書](#) (1998年12月)

「さらに、司法との関係では、「法の支配」の拡充発展を図るための積極的措置を講ずる必要がある。そしてこの「法の支配」こそ、わが国が、規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換を図り、国際社会の信頼を得て繁栄を追求していく上でも、欠かすことのできない基盤をなすものである。政府においても、司法の人的及び制度的基盤の整備に向けての本格的検討を早急に開始する必要がある。」